五　受験申込書の受付期間　通常受験者、平成二十八年度限りの特例措置希望者及び有資格者等に対する試験科目の一部免除希望者は、平成二十八年七月十五日（金）から同年八月三十一日（水）まで。第一次試験免除希望者は、平成二十八年九月一日（木）から同月八日（木）まで。

六　試験の実施に関する業務を行う者　この試験は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の十一第一項の規定に基づき登録試験機関として登録された次の者が行うものとする。

一般財団法人日本産業協会　東京都千代田区内神田二丁目十一番一号

七　受験手続　受験の手続は、次のとおりとする。

（一）　試験を受けようとする者は、受験申込書及び受験手数料払込票又はその写しを提出すること。

（二）　受験申込書には、写真（受験申込書の提出の日前三月以内に、帽子を付けず無背景で撮影した正面上身像のもので、裏面に氏名を記載したもの。大きさは、縦三センチメートル、横二・四センチメートル）を所定の欄に貼付すること。

（三）　試験の一部免除の申請を行う者は、その必要書類を併せて提出すること。

（四）　所定の受験手数料（税込一万五千六百六十円）は、一般財団法人日本産業協会が指定する口座（ゆうちょ銀行）に振り込む方法により納付すること。

（五）　受験申込書及び受験手数料払込票又はその写しは、申込期間中に一般財団法人日本産業協会宛に郵便で送付すること。

（六）　受験申込書は、一般財団法人日本産業協会ウェブサイトからダウンロードすること。なお、郵送を希望する場合は、切手（受験申込書一部の場合は百四十円）を貼付し、送付先を記した返信用封筒（角形二号）を同封して、一般財団法人日本産業協会宛てに申し込むこと。

（七）　受験申込書の頒布期間は、平成二十八年六月一日（水）から同年八月三十一日（水）までとする。

八　受験手続の問合せ先

一般財団法人日本産業協会

一〇一―〇〇四七　東京都千代田区内神田二丁目十一番一号

電話番号　〇三―三二五六―七七三一

九　資格証の交付　第二次試験に合格した者に対し、第二次試験合格通知書の交付後、消費生活アドバイザー資格と消費生活相談員資格の両方を証明する合格証を兼ねる資格証を一枚で交付する。

第二　独立行政法人国民生活センターにおいて実施する消費生活相談員資格試験

一　試験の名称　平成二十八年度消費生活相談員資格試験

二　試験日及び出題形式

（一）　第一次試験

試験日	試験時間	出題形式
平成二十八年十月十五日（土）	十時から十二時三十分	選択式及び正誤式筆記試験
	十三時三十分から十五時三十分	論文試験

（注）　「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は四股以上の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式である。

（二）　第二次試験（第一次試験合格者に対し実施。）

平成二十八年十二月三日（土）（東京、札幌）	十時から十七時のうち指定する時間（十五分）	面接試験
平成二十八年十二月十日（土）（大阪）		
平成二十八年十二月十一日（日）（名古屋、福岡）		

三　試験科目

（一）　商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目

（二）　消費者行政に関する法令に関する科目

（三）　消費生活相談の実務に関する科目

（四）　消費生活一般に関する科目

（五）　消費者のための経済知識に関する科目

（注一）　試験を実施する年の五月一日時点で施行されているものについて出題する。ただし、既に公布され、施行を控えた法律について、その概要に関して問う問題が出題され得る。

（注二）　受験申込み時に、試験の一部免除措置の適用を受けた者については、消費生活相談の実務に関する科目につき試験の一部が免除される。

四　試験地及び試験場所

（一）　第一次試験

試験地	試験場所
北海道	北農健保会館 札幌市中央区北四条西七の一の四
岩手県	岩手県立県民生活センター 盛岡市中央通三の十の二
宮城県	東京エレクトロンホール宮城 仙台市青葉区国分町三の三の七
秋田県	アトリオン 秋田市中通二の三の八
埼玉県	ＪＡ共済埼玉ビルディング さいたま市大宮区土手町一の二
東京都	日本赤十字看護大学 渋谷区広尾四の一の三
石川県	金沢勤労者プラザ 金沢市北安江三の二の二十
長野県	長野県教育会館 長野市旭町一〇九八
静岡県	静岡県男女共同参画センターあざれあ 静岡市駿河区馬渕一の十七の一
愛知県	名古屋栄ビルディング 名古屋市東区武平町五の一
大阪府	大阪私学会館 大阪市都島区網島町六の二十